

鳥取県告示第297号

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則（平成25年鳥取県規則第29号）第1条に規定する指定病院等及び特定診療科を次のとおり指定する。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 県内の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合が設立する病院

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730	産科、小児科、救急科、精神科
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150	〃
鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目 13-3	〃
鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目 1	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭 1875	〃
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭 397	〃
日野病院	日野郡日野町野田 332	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山 511-7	〃

2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人労働者健康安全機構又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町 117	産科、小児科、救急科、精神科
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町 44	〃
独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目 8-1	〃
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津 876	〃
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目 17-1	〃

3 大学の医学部附属病院

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1	産科、小児科、救急科、精神科

4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1から3までに掲げるものを除く。）

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 458	産科、小児科、救急科、精神科
清水病院	倉吉市宮川町 129	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町 2714-1	〃
博愛病院	米子市両三柳 1880	〃
高島病院	米子市西町 6	〃

5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1から4までに掲げるものを除く。）

指定病院等		特定診療科
名 称	所 在 地	
医療法人明和会渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307	産科、小児科、救急科、精神科
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原 319-1	〃
皆生病院	米子市新開四丁目 5-1	〃
養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1	〃

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の平成 25 年鳥取県告示第 297 号で指定する病院において常勤医師としての業務に従事している者については、改正前の平成 25 年鳥取県告示第 297 号は、引き続き当該病院において常勤医師としての業務に従事している間に限り、この告示の施行後もなお効力を有する。

附 則

この告示は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。